平成２６年（フ）第７１５０号
東京都江戸川区小松川１丁目５―９―103
破産者　松尾　鉄也
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１６５号
東京都豊島区巣鴨３丁目39番４―906号
破産者　アンダンテ＆Ｃｏ．株式会社
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１８６号
東京都杉並区成田東４丁目38番20号
破産者　株式会社シテイカンパニー
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１８７号
千葉県松戸市松戸1567―101
破産者　伊藤　憲一
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２１０号
千葉県我孫子市下ケ戸1825―16　ロイヤルヒル我孫子404、商業登記簿上の本店所在地千葉県市川市東菅野２丁目１番１号
破産者　有限会社大弓
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２１２号
千葉県我孫子市下ケ戸1825―16―404
破産者　石渡　祐子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８００７号
東京都台東区今戸１丁目５―14
破産者　小泉　直和
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０６３号
東京都町田市金森東１丁目28―３―204
破産者　斉藤　利幸
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１２１号
東京都中央区入船３丁目４―３―1003
破産者　神成　勝彦
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１２６号
東京都板橋区仲町41―２―203
破産者　齋藤　英行
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１６９号
茨城県坂東市矢作1913
破産者　大木　惠子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１７０号
茨城県坂東市矢作1913
破産者　大木勇一郎
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１７５号
神奈川県厚木市岡田４丁目５―25―312
破産者　岡崎　槙也
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２７４号
東京都町田市山崎町1070番地　第１鑓溝荘202
破産者　橋本　浩宜
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２７５号
東京都町田市山崎町1070番地　第１鑓溝荘202
破産者　永野　郁子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３０４号
東京都新宿区荒木町15　遠山荘
破産者　Ｓ―ｆｌａｍｉｎｇｏ・Ｂｅｌｕｇａこと　井上　勝也
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３０５号
東京都新宿区荒木町15　遠山荘
破産者　Ｓ―ｆｌａｍｉｎｇｏ・Ｂｅｌｕｇａこと　井上みさ子（旧姓横田）
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３６５号
東京都葛飾区西新小岩４丁目８―１―405
破産者　関　喜美江
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３８３号
埼玉県草加市弁天５丁目６―41―203
破産者　嶋田　　茂
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３８９号
東京都東村山市本町４丁目10―17―901
破産者　宮川　岳也
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４１９号
東京都板橋区赤塚６丁目５―37―202
破産者　小林　　勝
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４２６号
神奈川県川崎市川崎区小田栄２丁目２―２―1712
破産者　長谷川理実（旧姓須田）
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４３８号
東京都港区港南４丁目２―１―310
破産者　伊藤　七奈
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部